# 令和8年度（令和7年中所得分）　館林市

# 市民税・県民税　申告書の手引き

市民税・県民税は前年中の所得をもとに算出しますので、令和7年1月1日から令和7年 12 月 31 日までの所得を申告してください。

◎控除関係（表面の**3所得から差し引かれる金額**に関する事項、**4所得から差し引かれる金額**に記入してください）

| 種　目 | 内　容 |
|---|---|
| ⑬社会保険料控除 | あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料（健康保険、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など）を支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除。**支払保険料の合計額を記入**します。<br>※公的年金等の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額については、本人以外は控除できません。<br>**支払いを証明する書類の添付又は提示は不要。ただし国民年金保険料、国民年金基金の掛金については、支払額を証明する書類を添付又は提示する。** |
| ⑭小規模企業共済等掛金控除 | あなたが小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く）に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金を支払った場合の控除。**支払掛金の合計額を記入**します。<br>**支払額を証明する書類を添付又は提示**する。 |
| ⑮生命保険料控除 | 新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険料で、あなたが支払った保険料がある場合の控除。※**控除額は裏面右側の計算表を参照**してください。<br>**支払額を証明する書類を添付又は提示**する。 |
| ⑯地震保険料控除 | 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除。<br>※**控除額は裏面右側の計算表を参照**してください。<br>**支払額を証明する書類を添付又は提示**する。 |
| ⑰～⑱<br>寡婦控除<br>ひとり親控除 | **【ひとり親控除】**現に婚姻していない方または配偶者と死別、配偶者が生死不明などの方で、次のいずれにも当てはまる方。（⑱の欄の□をチェック（✔）してください）　**控除額　30万円**<br>⑴前年中の合計所得金額が500万円以下<br>⑵総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（※１）を有する<br>⑶事実上婚姻関係と同様の事情に認められる者（※２）がいない<br>**【寡婦控除】**上の「ひとり親控除」に当たらない方で、次のいずれにも当てはまる方。（⑰の欄の□（該当項目）をチェック（✔）してください）　**控除額　26万円**<br>⑴前年中の合計所得金額が500万円以下<br>⑵次の◆いずれかに該当すること<br>◆夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫が生死不明等の方<br>◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、合計所得58万円以下の扶養親族を有する方<br>⑶事実上婚姻関係と同様の事情に認められる者（※２）がいない<br>**※１生計を一にする子が、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。**<br>**※２住民票の続柄に「夫（未届）」や「妻（未届）」などの記載がある方。** |
| ⑲勤労学生控除 | あなたが勤労学生である場合の控除。<br>※前年中の合計所得金額が85万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。⑲の欄の□をチェック（✔）し、学校名と学年を記入する。<br>**控除額　26万円**　　**※学生証の提示又はコピーを添付してください。** |
| ⑳障害者控除 | 【障害者】　　**控除額　26万円**<br>あなたや同一生計配偶者、扶養親族が、令和7年12月31日（年の途中で死亡した方は、その死亡の日）の現況において、身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方、精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方など、精神や身体に障害のある方。<br>【特別障害者】　　**控除額　30万円**<br>障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている方、精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方、重度の知的障害者と判定された方、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方など特に重度の障害のある方。<br>【同居特別障害者】　**控除額　53万円**<br>特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。<br>（老人ホームなどへ入居している場合は、同居を常としているとはいえません）<br>**※控除対象者の個人番号（マイナンバー）を記入してください。** |
| ㉗雑損控除 | あなたや前年中の総所得金額等の合計額が58万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合の控除。<br>**次の①又は②のいずれか多い方の金額を控除。**<br>**①（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等の合計額）×1/10**<br>**②災害関連支出の金額－5万円** |
| ㉘医療費控除<br>【選択適用】 | 【従来の制度】あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために前年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除。<br>**（前年中に支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額）－（10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない額）　限度額 200万円**<br>この控除を受ける場合は、**医療費控除の明細書を添付してください。なお医療保険者から交付を受けた医療費通知がある分は併せて添付することで明細書への記入を省略できます。**<br>【医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）】あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除。<br>**（前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の額－保険金等で補てんされる額）－12,000円　限度額 8万8千円**<br>この控除を受ける場合は、**セルフメディケーション税制の明細書を添付してください。** |

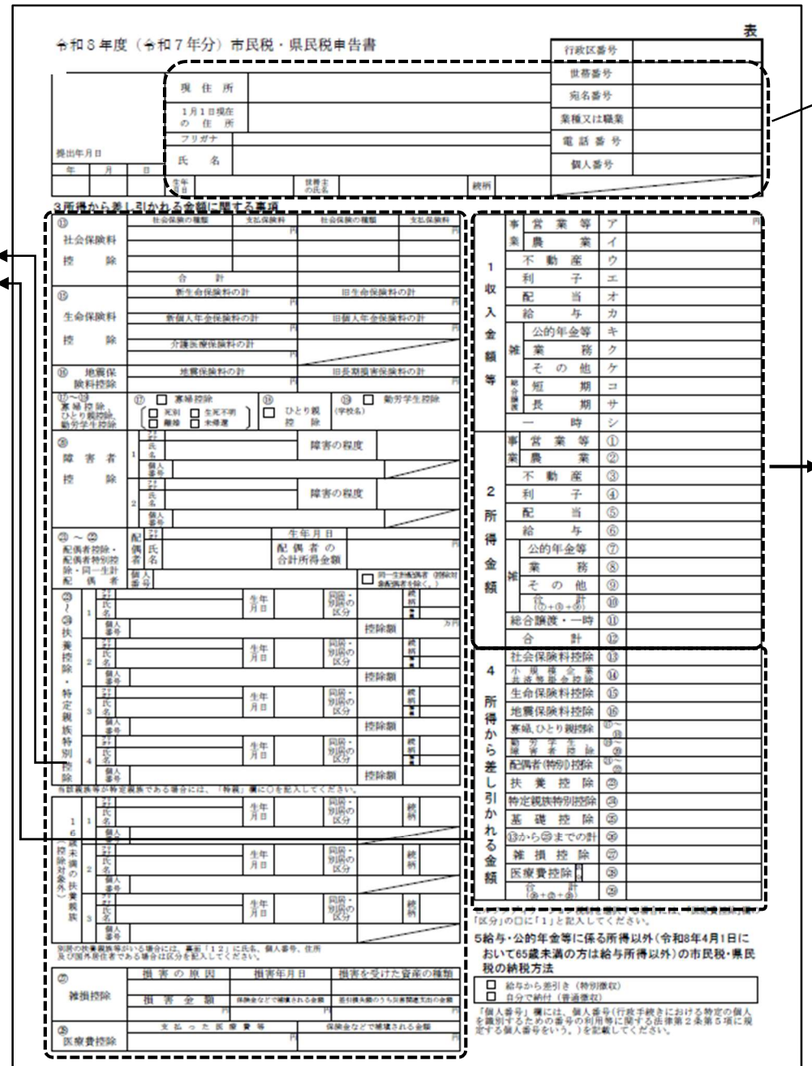


| | |
|---|---|
| ㉑～㉒<br>配偶者（特別）控除 | **○配偶者控除**<br>**あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下**で、令和7年12月31日（年の途中で死亡した人はその死亡の日）現在、**あなたと生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が58万円以下**の方。<br>**○配偶者特別控除**<br>**あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下**で、令和7年12月31日（年の途中で死亡した人はその死亡の日）現在、**あなたと生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が58万円を超え133万円以下**の方。<br>※**あなたの前年合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者（特別）控除を受けることはできません**が、**「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。**<br>※配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける場合、白色申告者の事業専従者となっている場合や内縁関係にあたる場合は、控除を受けられません。<br>◆控除額については、**裏面右の早見表を参照**してください。<br>◆この控除を受ける場合は、**配偶者の合計所得金額を記入**してください。<br>◆**配偶者の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）を記入してください。なお、同一生計配偶者の場合、㉑の欄の□をチェック（✔）します。** |
| ㉓扶養控除 | あなたに控除対象扶養親族がいる場合の控除。なお、控除額については**裏面の扶養控除一覧表を参照**してください。<br>※扶養親族に該当する16歳未満（平成22年1月2日以後生）の人については控除対象外の扶養親族となりますので、申告書の「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。<br>**※扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。** |
| ㉔特定親族特別控除 | 令和7年12月31日（年の途中で死亡した人はその死亡の日）現在、**あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満**（平成15年1月2日以降生～平成19年1月1日以前生）**の親族で、前年の合計所得金額が58万円を超え123万円以下**の方。<br>◆控除額については、**裏面右の早見表を参照**してください。<br>◆この控除を受ける場合は、**特親欄に○を、控除額欄に控除額を記入してください。**<br>◆**対象親族の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）を記入してください。** |

※㉑～㉒、㉓、㉔について、別居の場合は申告書裏面の「12 別居の扶養親族に関する事項」欄も記入してください。

必ず記入してください。
・**令和8年１月１日現在の住所**（1 月 1 日以後に住所が変更になった方は、現住所の欄にも記載）
・**氏名とフリガナ**
・**生年月日**　・**電話番号**　・個人番号（マイナンバー）　・業種又は職業

◎所得関係……あなたの該当する種目の収入と所得金額を申告書の「**1　収入金額等**」及び「**2　所得金額**」の欄に記入してください。

| 種　目 | | 内 | 容 |
|---|---|---|---|
| 事業 | ① 営業等 | 卸・小売業、製造業、飲食業、建設業、大工、生命保険外交員、サービス業などの事業所得 | **【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】**<br>収入金額…前年中に収入となることが確定した金額（売上金、現物収入、雑収入）<br>必要経費…収入を得るために必要な経費（仕入額、雇人費、租税公課、地代家賃、修繕費、減価償却費など）<br>※不動産の収入には、未収家賃も含みます。 |
| 事業 | ② 農業 | 農業物生産、果樹栽培、農家が兼業する家畜飼育などによる所得 | |
| ③ 不動産 | | 地代、家賃、貸駐車場などから生じる所得 | |
| ④ 利子 | | 公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得（源泉分離課税分は除きます。） | |
| ⑤ 配当 | | 株式、出資配当金、剰余金などによる所得。なお、上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。 | **【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】**<br>収入金額…手取額ではなく税金を源泉徴収する前の金額<br>必要経費…株式などを購入する為に借り入れた借入金の利子 |
| ⑥給与（専従者給与含む） | | 右表で計算し、必要に応じて所得金額調整控除を適用した金額を表面の⑥に記入します。 | |

| 給与の収入額(B)（円） | 給与所得金額（円） |
|---|---|
| ～　650,999 | 0 |
| 651,000　～　1,899,999 | (B)－650,000 |
| 1,900,000　～　3,599,999 | ((B)÷4)※×2.8－80,000 |
| 3,600,000　～　6,599,999 | ((B)÷4)※×3.2－440,000 |
| 6,600,000　～　8,499,999 | (B)×0.9－1,100,000 |
| 8,500,000　～ | (B)－1,950,000 |

※1千円未満切捨

★**所得金額調整控除について**…次の⑴もしくは⑵のいずれか、又は両方に該当する場合は、上記から算出した給与所得から更に所得を少なく計算できます。
⑴あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合。
⑵あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合。

| 種　目 | | 内 | 容 |
|---|---|---|---|
| 雑 | ⑦公的年金等 | 厚生年金、国民年金、農業者年金、共済年金、恩給などの所得を右表から計算し、⑦に記入します。 | **【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】**<br>※申告書裏面の「**9　雑所得（公的年金以外）に関する事項**」欄も記入してください。 |
| 雑 | ⑧業務 | 原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは料品の配達などの副収入による所得 | |
| 雑 | ⑨その他 | 個人年金、互助年金などの上記以外のものによる所得 | |

| 生年月日 | 公的年金収入(A) | 所得金額 |
|---|---|---|
| 昭和 36 年 1 月 1 日以前生 | 330 万円未満 | (A)－110 万円 |
| | 330 万円以上 410 万円未満 | (A)×0.75－27.5 万円 |
| 昭和 36 年 1 月 2 日以降生 | 130 万円未満 | (A)－60 万円 |
| | 130 万円以上 410 万円未満 | (A)×0.75－27.5 万円 |

| 種　目 | | 内 | 容 |
|---|---|---|---|
| ⑪総合譲渡 | | 機械やゴルフ会員権などの譲渡による所得 | **【所得金額】＝【収入金額】－【必要経費】－【特別控除】**<br>・特別控除は、収入から必要経費を差し引いた金額が、50万円未満ならばその金額。50万円以上ならば、50万円。<br>※長期・短期両方ある場合は、まず短期から特別控除を引き、その額が50万円に満たない場合は、その差分を長期譲渡から差し引きます。<br>・一時所得の特別控除は、総合譲渡と同様です。<br>※課税される所得金額は、総合譲渡と一時所得をあわせて次のように計算します。 ⇒ 短期譲渡所得＋{(長期譲渡所得＋一時所得)×1/2}<br>**※申告書裏面の「10　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄も記入してください。** |
| ⑪総合譲渡 | 短期譲渡 | 保有期間 5年以下 | |
| ⑪総合譲渡 | 長期譲渡 | 保有期間 5年超 | |
| ⑪一時 | | 生命保険契約の一時金、満期返戻金、払戻金、懸賞当選金などによる所得 | |

| 種　目 | | 内 |
|---|---|---|
| 分離課税 | 分離譲渡 | 土地、建物等の譲渡による所得（所有期間により短期・長期に区分されます） |
| 分離課税 | 分離譲渡 | 株式等の譲渡所得…株式等の譲渡による所得 |
| 分離課税 | 先物取引 | 先物取引で、一定のものを決済した場合の所得 |
| 分離課税 | 上場株式等の配当 | 申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当による所得 |
| 分離課税 | 山林 | 山林を伐採して譲渡、あるいは立木のまま譲渡したことによる所得 |
| 分離課税 | 退職 | 退職手当、一時恩給、その他退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得（退職時に現年分離課税されたものは除きます） |
| 申告が必要な分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。用紙は税務課に用意してあります。 | | |

| | |
|---|---|
| ㉕基礎控除 | あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除。<br>合計所得金額：2,400万円以下の方　**控除額　43万円**<br>2,400万円超2,450万円以下の方　**控除額　29万円**<br>2,450 万円超 2,500 万円以下の方　**控除額　15 万円** |

**6 給与所得の内訳**
日給など給与所得がある方で、源泉徴収票のない方は、給与明細や振込明細（預貯金通帳等）などで確認できる金額を記入してください。
・勤務先名、勤務先所在地、電話番号を記入してください。
・合計額を収入合計欄に記入してください。（賞与等があれば記入のうえ合計に加えてください。）

**7 事業・不動産所得に関する事項**
・所得の種類…営業等、農業、不動産など所得の種類を記入してください。
・支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等…支払者の名称や所在地を記入してください。
・収入金額
事業をしている方は、前年中の売上高、自家消費（自らの家で使用した品物、親戚や近所に無償で提供した品物など）及びその他の収入（取引関係から受けた金品、空箱の売却収入など）の金額を収入金額の欄に記入してください。また、その収入金額がわかる書類（月別売上高のわかるもの）を申告書と一緒に持参してください。
不動産所得がある方は、前年中の家賃、地代、権利金・礼金及び更新料などを収入金額の欄に記入してください。
・必要経費
必要経費があれば、その合計額を必要経費の欄に記入してください。また、その支出がわかる領収書等の書類を申告書と一緒に持参してください。

**8 配当所得に関する事項**
・配当所得の種類…剰余金の配当、利益の配当などの別を記入してください。
・支払確定年月…株主総会など正当な権限を有する機関の決議があった年月を記入してください。
・収入金額…支払われた金額（源泉徴収前の金額）を記入してください。
・必要経費…株式等を取得するために要した借入金の利子を記入してください。
（その年中に有していた期間に対応する部分に限ります。）

**9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項**
・種目…原稿料、放送出演料、印税、講師謝礼などの別を記入してください。
・収入金額…支払われた金額（源泉徴収前の金額）を記入してください。
・必要経費…この収入に係る経費の金額を記入してください。

**10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項**
・短期…譲渡した資産の所有期間が5年以下のもの。
・長期…譲渡した資産の所有期間が5年を超えるもの。
・一時…生命保険契約の一時金や満期返戻金、競馬などの払戻金、懸賞の当選金品など。
それぞれ該当する項目に収入金額等を記入してください。
※特別控除額は、総合譲渡所得（短期・長期）、一時所得それぞれ最高50万円です。
（差引金額欄が50万円に満たない場合は、その金額が特別控除額になります。）

**11 事業専従者に関する事項**
あなた（青色申告者を除きます。）と生計を一にする親族（15歳未満の方や配偶者控除・扶養控除を受ける方を除きます。）が、1年のうち6ヶ月を超える期間、あなたの事業に専ら従事している場合、1人につき次の①②のうちいずれか少ない方の金額を控除。
**①事業所得の金額（専従者控除前）÷（事業専従者の数＋1）**
**②配偶者86万円、その他親族50万円**
**※事業専従者の個人番号（マイナンバー）を記入**してください。

**12 別居の扶養親族等に関する事項**
同一生計配偶者、扶養親族（16歳未満の扶養親族を含みます）のうち、別居している方の氏名、住所を記入してください。**※扶養親族の個人番号（マイナンバー）を記入してください。**

**13 事業税に関する事項**
事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に、必要事項を記入してください。

**14 寄附金に関する事項**
前年中に次の寄附をされた方で、寄附金合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合に記入してください。
①都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税（特例控除対象））
②群馬県共同募金会、日本赤十字社群馬県支部に対する寄附金
都道府県、市区町村に対する寄附金（特例控除対象以外）
③群馬県又は館林市が条例により指定した寄附金（条例指定分）
**寄附金受領証明書を添付又は提示**する。

**15 所得金額調整控除に関する事項**
あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合で、対象者を自身の控除対象配偶者や扶養親族としていない場合は、対象者について記入してください。

## 申告書の提出期限は令和８年３月１６日（月）

●申告をしない場合は、所得証明等の発行や国民健康保険税をはじめ、諸申請手続きに支障が生じることがありますので必ず提出期限までに申告してください。

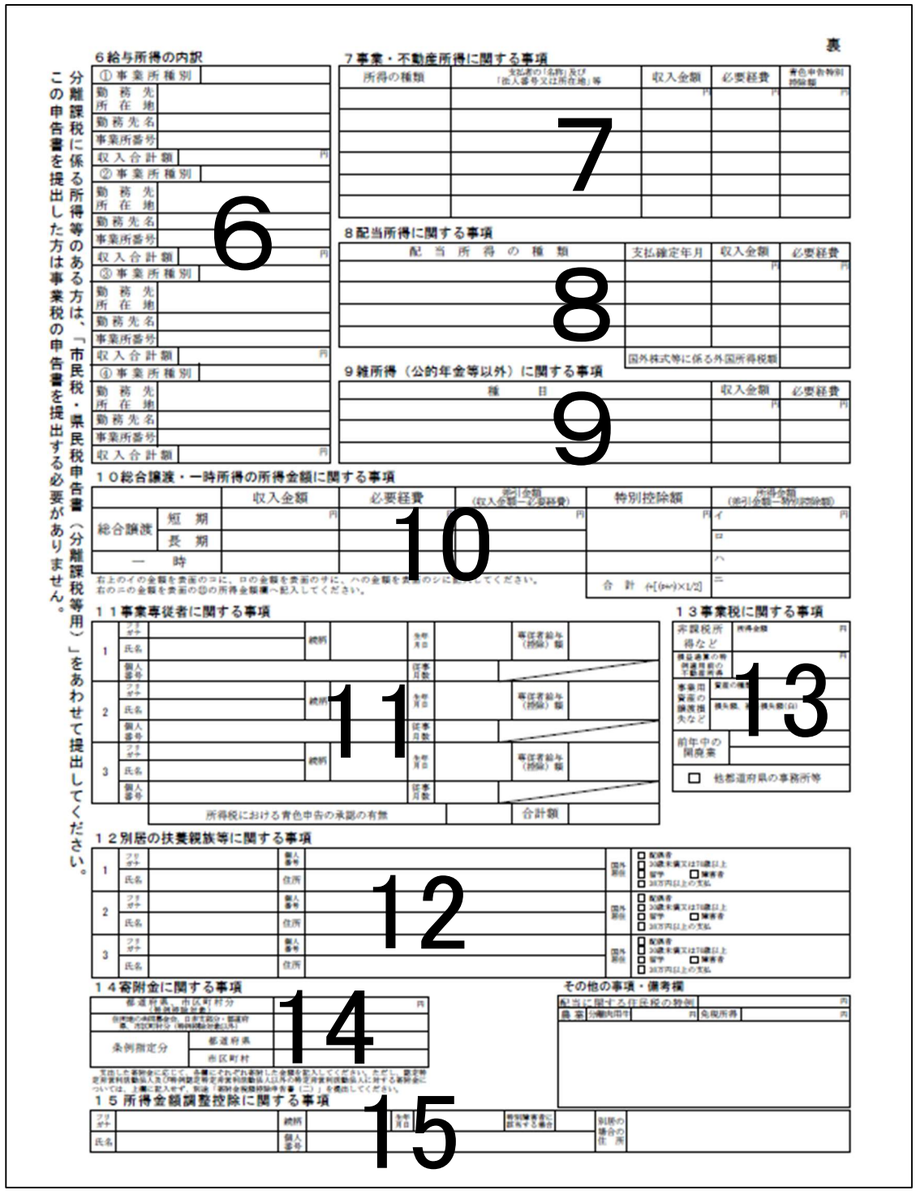


◎ 扶養控除額一覧

| 区 分 | 内 容 | | | 控除額 |
|---|---|---|---|---|
| 一般の控除対象扶養親族 | 16歳以上～19歳未満<br>23歳以上～70歳未満 | 平成19.1.2以後生まれ～平成22.1.1以前生まれ<br>昭和31.1.2以後生まれ～平成15.1.1以前生まれ | | 33万円 |
| 特定扶養親族 | 19歳以上～23歳未満 | 平成15.1.2以後生まれ～平成19.1.1以前生まれ | | 45万円 |
| 老人扶養親族 | 70歳以上 | 昭和31.1.1以前生まれ | 同居老親等 | 45万円 |
| | | | 同居老親等以外 | 38万円 |
| 16歳未満の扶養親族 | 16歳未満 | 平成22.1.2以後生まれ | | なし |

**◆扶養親族**
令和7年12月31日（年の中途で死亡した場合は、その死亡の日）の現況において、次のいずれにも該当する方をいいます。
・配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）又は市町村長から養護を委託された老人である。
・あなたと生計を一にしている。
・前年中の合計所得金額が58万円以下である。
・青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
※同居老親等とは…上記の要件に当てはまる、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をさします。老人ホームなどへ入居している場合は、同居を常としているとはいえません。
※別居の方を扶養にする場合には、「12 別居の扶養親族等に関する事項」を確認してください。

◎ 配偶者（特別）控除額早見表

| 配偶者の合計所得金額 ＼ あなたの合計所得金額 | 900 万円以下 | 900 万円超 950 万円以下 | 950 万円超 1,000 万円以下 | 控除の種類 |
|---|---|---|---|---|
| 58 万円以下 | 33 万円 | 22 万円 | 11 万円 | 配偶者控除 |
| 老人（70 歳以上）の場合 | 38 万円 | 26 万円 | 13 万円 | |
| 58 万円超 100 万円以下 | 33 万円 | 22 万円 | 11 万円 | 配偶者特別控除 |
| 100 万円超 105 万円以下 | 31 万円 | 21 万円 | 11 万円 | |
| 105 万円超 110 万円以下 | 26 万円 | 18 万円 | 9 万円 | |
| 110 万円超 115 万円以下 | 21 万円 | 14 万円 | 7 万円 | |
| 115 万円超 120 万円以下 | 16 万円 | 11 万円 | 6 万円 | |
| 120 万円超 125 万円以下 | 11 万円 | 8 万円 | 4 万円 | |
| 125 万円超 130 万円以下 | 6 万円 | 4 万円 | 2 万円 | |
| 130 万円超 133 万円以下 | 3 万円 | 2 万円 | 1 万円 | |

◎ 特定親族特別控除額早見表

| 特定親族の合計所得金額 | 控除額 | 控除の種類 |
|---|---|---|
| 58 万円以下 | 45 万円 | 特定扶養親族控除 |
| 58 万円超 95 万円以下 | 45 万円 | 特定親族特別控除 |
| 95 万円超 100 万円以下 | 41 万円 | |
| 100 万円超 105 万円以下 | 31 万円 | |
| 105 万円超 110 万円以下 | 21 万円 | |
| 110 万円超 115 万円以下 | 11 万円 | |
| 115 万円超 120 万円以下 | 6 万円 | |
| 120 万円超 123 万円以下 | 3 万円 | |

◎ 生命保険料控除額計算表

| 保険料区分 | 支払った保険料(A) | 生命保険料控除額 |
|---|---|---|
| ①新契約<br>（平成 24 年1月1日以後に締結した分） | 0 円～12,000 円 | 支払保険料の全額 |
| | 12,001 円～32,000 円 | A×1/2＋6,000 円 |
| | 32,001 円～56,000 円 | A×1/4＋14,000 円 |
| | 56,001 円～ | 28,000 円（限度額） |
| ②旧契約<br>（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した分） | 0 円～15,000 円 | 支払保険料の全額 |
| | 15,001 円～40,000 円 | A×1/2＋7,500 円 |
| | 40,001 円～70,000 円 | A×1/4＋17,500 円 |
| | 70,001 円～ | 35,000 円（限度額） |

・旧契約と新契約の両方がある場合
旧契約分は旧契約の計算式で、新契約分は新契約の計算式で計算後、合計した金額が控除金額となります。（適用限度額 28,000 円）。特例として、旧契約分のみの控除額の方が大きい場合（28,001 円以上）は旧契約分の計算で算出した控除金額が適用されます。
◆申告書に記入する「最終的な控除額」の合計適用限度額は 70,000 円です。
（一般生命保険控除）+（個人年金控除）+（介護医療保険料控除）≦70,000 円

◎ 地震保険料控除額計算表

| 契約別区分 | 支払った保険料(B) | 地震保険料控除額 |
|---|---|---|
| ①地震保険料の場合 | 0円～50,000円 | B×1/2 |
| | 50,001円～ | 25,000円（限度額） |
| ②旧長期損害保険料の場合 | 0円～ 5,000円 | 支払った保険料の全額 |
| | 5,001円～15,000円 | B×1/2＋2,500円 |
| | 15,001円～ | 10,000円（限度額） |
| ③上記①と②の両方がある場合 | ①で計算した金額（地震）+②で計算した金額（旧長期損害）＝地震保険料控除額（最高限度額25,000円） | |

※一つの保険契約が、上記の表の①、②の契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約の区分に該当するものとして控除額を計算します。
※旧長期損害保険料とは、以下の要件を全て満たすものをいいます。
(1) 平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く）
(2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
(3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

**令和8年1月から市・県民税の電子申告ができるようになりました**
スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードを利用して、eLTAXのサイトから所得や控除を入力し、申告書を電子送信できます。


お問合せ
館林市役所　税務課　市民税係　電話 0276-47-5107